

単体情報

● 経営指標

主要な経営指標等の推移

項目	事業年度		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
			(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)	(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	(自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	(自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	(自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)
経常収益			13,891 百万円	13,696	13,454	12,343	12,526
経常利益又は経常損失(△)			1,324 百万円	△2,746	844	1,458	1,249
当期純利益又は当期純損失(△)			716 百万円	△2,765	303	702	365
資本金 (発行済株式総数)			8,000 百万円 (62,490) 千株	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)	8,000 (62,490)
純資産額			29,790 百万円	23,871	27,774	28,155	28,761
総資産額			569,994 百万円	584,116	598,071	615,983	633,994
預金残高			522,073 百万円	540,232	552,770	569,177	580,535
貸出金残高			401,855 百万円	403,200	402,256	399,307	402,793
有価証券残高			126,661 百万円	122,833	137,699	163,404	177,568
1株当たり純資産額			478.64 円	382.99	445.74	451.94	461.17
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)			5.00 円 (2.50) 円	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)	5.00 (2.50)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)			11.51 円	△44.41	4.87	11.28	5.87
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額			— 円	—	—	—	5.86
配当性向			43.44 %	—	102.66	44.31	85.12
従業員数			596 人	628	651	648	642
単体自己資本比率 (国内基準)			9.30 %	8.69	8.81	8.74	8.41

- (注) 1. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 2. 平成23年度中間配当についての取締役会決議は平成23年11月10日に行いました。
 3. 「1株当たり純資産額」、「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
 また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「1株当たり情報」に記載しております。なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額につきましては、平成19年度、平成21年度及び平成22年度は潜在株式がないので、平成20年度は1株当たり当期純損失金額を計上しているため記載しておりません。
 4. 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当行は国内基準を採用しております。

利益率

総資産経常利益率は、経常利益が前期14億58百万円から当期12億49百万円と2億9百万円余減少しましたので、前期0.24%から当期0.20%と0.04ポイント低下しました。資本経常利益率は、経常利益の減少により、前期5.21%から当期4.42%と0.79ポイント低下しました。

また、総資産当期純利益率は、当期純利益が前期7億2百万円から当期3億65百万円と3億37百万円余減少しましたので、前期0.11%から当期0.05%と0.06ポイント低下し、資本当期純利益率は、前期2.51%から当期1.29%と1.22ポイント低下しました。

(単位：%)

	前事業年度 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)	当事業年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)
総資産経常利益率	0.24	0.20
資本経常利益率	5.21	4.42
総資産当期純利益率	0.11	0.05
資本当期純利益率	2.51	1.29

(注) 1. 総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(除く支払承諾見返)平均残高}} \times 100\%$

2. 資本経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{資本勘定平均残高}} \times 100\%$

利鞘

(単位：%)

	前事業年度 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)			当事業年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)		
	国内業務部門	国際業務部門	合計	国内業務部門	国際業務部門	合計
資金運用利回り	1.66	1.48	1.73	1.56	1.28	1.62
資金調達原価	1.65	0.45	1.67	1.61	0.34	1.62
総資金利鞘	0.01	1.03	0.06	△0.05	0.94	0.00

預貸率・預証率

(単位：%)

		前事業年度 (平成22年4月1日～平成23年3月31日)		当事業年度 (平成23年4月1日～平成24年3月31日)	
		期 末	期中平均	期 末	期中平均
預貸率	国内業務部門	70.14	68.51	68.84	66.69
	国際業務部門	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		69.98	68.36	68.71	66.55
預証率	国内業務部門	23.66	21.80	24.90	25.17
	国際業務部門	2,257.19	2,549.10	2,910.00	2,538.45
合 計		28.63	27.22	30.36	30.40

(注) 預金には、譲渡性預金を含めております。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率（国内基準）

(単位：百万円)

項 目		平成23年3月31日	平成24年3月31日
基本的項目 (Tier1)	資 本 金	8,000	8,000
	うち非累積的永久優先株	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	5,759	5,759
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	2,724	2,724
	その他利益剰余金	8,442	8,694
	その他の	—	—
	自己株式(△)	78	81
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	155	155
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	35
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—	
繰延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)	—	—	
繰延税金資産の控除金額(△)	—	—	
計 (A)	24,691	24,976	
補完的項目 (Tier2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	1,737	1,588
	一般貸倒引当金	2,010	1,410
	負債性資本調達手段等	—	—
	うち永久劣後債務(注2)	—	—
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	—	—	
計	3,747	2,998	
控除項目	うち自己資本への算入額(B)	3,747	2,998
	控 除 項 目(注4)(C)	—	—
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	28,439	27,975
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	303,551	311,034
	オフ・バランス取引等項目	1,028	1,265
	信用リスク・アセットの額(E)	304,580	312,299
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額((G)/8%)(F)	20,592	20,074
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額(G)	1,647	1,605
計(E)+(F)(H)	325,173	332,374	
単体自己資本比率(国内基準) = $\frac{D}{H} \times 100$		8.74%	8.41%
(参考) Tier 1比率 = $\frac{A}{H} \times 100$		7.59%	7.51%

(注) 1. 告示第40条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等（海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。）であります。
 2. 告示第41条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
 3. 告示第41条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 4. 告示第43条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。